

## 令和4年度第1回佐倉市指定管理者審査委員会会議記録

日時	令和4年5月18日（水）午後1時30分～午後4時15分	
場所	佐倉市役所議会棟2階第4委員会室	
出席委員	八木直人（委員長）、櫻田孝（副委員長）、室谷利子、菅原優輔、吉光孝一 ※菅原委員はZoomで出席	
施設所管課	障害福祉課	土屋主査、濱田主事
	商工振興課	高橋課長、河内主査、塚田主査補、三田主任主事、小宮山主事
事務局	資産経営部 資産経営課	小菅部長、橋本副主幹、飯塚主査、金田主任主事
傍聴人	なし	
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度指定管理者公募施設及び委員会スケジュールについて</li> <li>2 佐倉市よもぎの園および佐倉市さくらんぼ園の施設見学について</li> <li>3 公募概要及び審査方法等説明</li> <li>4 公募書類確認（佐倉市スマートオフィスプレイス）</li> </ol>	

### 1 令和4年度指定管理者公募施設及び委員会スケジュールについて

- ・事務局より、令和4年度に指定管理者審査委員会に諮問されている公募施設及び委員会スケジュールの説明

### 2 佐倉市よもぎの園および佐倉市さくらんぼ園の施設見学について

- ・標記の障害福祉施設における施設見学の実施方法（公開・非公開）について事務局から説明

（事務局より）

- ・本議題は、「佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱」第3条第1項第1号により会議による議決をいただくため、付議するものである。
- ・「佐倉市情報公開条例」第20条により、市議会等の附属機関その他これに類するものの会議は原則として公開することとしているが、同条例第3条により個人のプライバシーへの最大限の配慮をすることが前提とされている。

- ・当該施設の利用者は障害者であり、障害者の個人情報保護は佐倉市個人情報保護条例施行規則第2条の2により「要配慮個人情報」と定められており、また、当該施設は不特定多数の見学の受入れを行っていない。
- ・利用者がいる状況で現場見学を行うことは適正な審査に必要であることから、「佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例」第15条第5項により、守秘義務のある審査会委員のみの施設見学を行おうとするものである。

(施設所管課より)

- ・両施設の見学者は、概ね利用希望者による事前見学者であり、施設の特性上、不特定多数が出入りする施設ではない。
  - ・施設利用者のプライバシーに最大限配慮する必要がある。
- 以上のことから、施設見学の傍聴者への公開は非公開で実施したい。

#### <質疑・意見等>

(○：委員質疑 ◎：委員意見 →：施設所管課・事務局回答)

- スマートオフィスプレイスの利用者のプライバシーと障害福祉施設のそれとはどう違うのか。  
→スマートオフィスプレイスは不特定多数の方が利用できる施設であり、障害福祉施設は特定の利用者に限られている。
- (障害福祉施設について)例えばスーツ姿で見学に行くと利用者にプレッシャーを与えかねない。その辺りは考えなければならない。  
→服装については特段の配慮は不要である。ただし、施設の利用状況によっては、利用者がいる保育室・作業室の外から見学いただく場合がある。
- どのようなところに配慮すればよいか事前に教えてほしい。  
→配慮する点については、施設に確認して当日までにお示しする。
- 民生委員などは見学を認めているとのことだが、どのような手続きで見学を認めているのか。  
→見学等の目的を確認し、必要性を確認した上で施設が見学の可否を判断している。
- ◎民生委員ということは緩やかな関係者ということ。スマートオフィスプレイスのような不特定多数が利用する施設とは違うと理解する。

○施設見学は会議に位置付けられているので原則公開である。仮に公開会議としたときに、特定の手続きをして所管課が確認すれば施設見学に傍聴者は入れるか。  
→障害福祉施設 2 施設に係る施設見学の公開は、傍聴者には守秘義務がないため、受け入れることは難しいと考えている。

○守秘義務を相手に要求できないから難しいということか。  
→お見込みの通り。

○委員には守秘義務があるが傍聴者にはないということか。  
→傍聴者には守秘義務はなく、仮に誓約書を書いたとしても拘束力がない。ただし、施設の特性から、必ずしも守秘義務が課せれば見せてもいいというわけではないということでは理解いただきたい。

○スマートオフィスプレイスとの違いがわからない。プライバシーというならどちらも当てはまるのではないか。  
→障害福祉施設 2 施設は特定の利用者が使用する施設であり、性質が異なる。

◎スマートオフィスプレイスは委員会でもなくとも自由に見に行けるが、他の 2 施設はそうではないということ。

◎プライバシーを尊重しないとイケないというのはわかる。見学の目的は建物を見ることではない。どういう施設なのか確認しないとイケない。  
→特定の利用者が使用する施設だからこそ、利用者の活動する様子を実際に見ていただきたい。

◎施設の方に説明をいただくことが必要。利用者に話を聞くわけではない。委員会の公開は透明性を示すものであり、第三者の見ていない状況で指定管理者と委員が話をしているのはどうなのかという問題だと思う。  
委員同士利害関係があるわけではないので、委員相互でチェックし合うという考え方にしてはどうかと思う。

(一人ずつ意見を述べ決定)

◎(櫻田委員) 非公開に賛成。施設見学は委員会に位置付けられているため原則公開だが、障害福祉施設については利用者プライバシーに十分な配慮が必要

だと考える。また、施設所管課の意向も尊重すべきである。運営状況の把握・利用実態の確認のためにも利用者がある時間帯での施設見学が審査に有効と判断したため、利用者のいる時間に非公開で実施することに賛成。

◎（吉光委員）非公開に賛成。見学人数が多くなればなるほど利用者へプレッシャーを与えてしまうことになる。指定管理者との接触についての疑義は、委員同士が適正にチェックしていくという意見に賛成する。

◎（室谷委員）非公開に賛成。利用者に負担をかけたくない。部屋の外から見学することでも構わない。

◎（菅原委員）非公開に反対。会議を公開する意義は、委員が現運営者と不必要な接触を行っていないか第三者に監視してもらうことで透明性が確保されることである。指定管理者制度を守るために、委員の中立性を確保する必要がある、そのために透明性を確保する必要がある。我々が相互に監視するだけでは十分ではないと考える。利用者がいない時間に実施するなどして、できる限り公開すべき。

◎（八木委員長）非公開に賛成。委員の透明性の確保のために公開で行われるべきという意見は理解できる。施設見学後の審議については公開されるので、審議の過程全体を通じて透明性を確保できるよう努めたい。

（賛成4・反対1）

◎議決されたため非公開で行う。

→透明性の確保は重要であるが、施設の利用状況を見た上で十分な審査を行うことを優先させたい。

◎事務局の説明を聞いても公開がよいと考える。利用者がいない状況であっても公開で実施すべきである。

◎前提が利用者のいない時間で行うということであれば話が変わってくる。

◎事前にビデオ録画して見学する方法であればモザイクをかけるなどしてプライバシーを保護できるのではと思う。それなら公開も可能では。

◎利用者がいない時間での見学では活動実態や運営については確認できない。

運営状況を理解した上で審議するため、委員が実際に見学すべきと考える。そのためにも利用者がいる時間帯での施設見学がいいと思う。

◎なぜ現場を見た方がいいのかというと、写真や動画だけではわからない部分があるからである。施設の実態を学んだ上で審議をしないとにならないのではないか。実際の現場を見ておくべきである。

◎情報公開と審議の質を比較した結果、審議の質を採択したものと理解した。議決されたことなのでこれ以上どうこう言うことはない。

### 3、4 公募概要及び審査方法等説明・公募書類確認（佐倉市スマートオフィス プレイス）

#### ・公募概要及び施設概要について施設所管課から説明

#### ・公募書類について施設所管課から説明

##### ①指定管理者に期待すること

- ・民間企業のノウハウや創意工夫をいかすことで、よりきめ細やかな施設サービスや柔軟な対応が実現し、利用者の利便性が向上することを期待している。

##### ②審査のポイント

- ・効用発揮の部分は応募事業者の独自性が発揮できる部分と考えており、重視している。  
(効用発揮)
- ・できるだけ費用を抑えて効率的な運営ができるかどうか。  
(経費縮減)

##### ③前回公募からの主な変更点

- ・ネットワーク機器の更新作業
- ・新型コロナウイルスへの対応
- ・施設ネットワーク機器の更新
- ・シェア工房の有効活用について

<質疑・意見等>

(○：委員質疑 ◎：委員意見 →：施設所管課・事務局回答)

- 令和元年度から指定管理者制度を導入したとのことだが、なぜこの施設に導入したのか。民間のどのようなノウハウを求めているのか。  
→市の施設なので直営というのも一手段ではある。しかし、民間企業に勤めている利用者が多いため、民間のノウハウを活用した方が運営がスムーズにいくと考えている。
- スマートオフィスにいる職員は起業等のノウハウを持っているのか。もし管理運営を行っているだけなら、アドバイスは専門家に定期的に求めればよく、管理運営は市で行えばよいのではないか。  
→専門家の常駐というのは金額的な面で難しく、セミナー等の機会で専門家につなぐという役割を担っている。市として求める民間のノウハウとしては周知、情報発信能力である。令和元年度には市の直営で運営していたが、会計時に現金以外の取り扱いができないなど、行政で運営すると制約が多くなることから、利用者の利便性を考えると民間の事業者の方が良いと考えている。
- 企画事業というのは、指定管理者自体が何かをするというよりは場所を提供するというようなことか。  
→基本的には指定管理者が主催者となって、講師を呼び、参加者を募って行うようなものである。  
市が直営で実施するよりも、より利用者の実態やニーズに即したセミナーの提案ができると考えている。
- 利用者は増加しているのか。現在は満室となっているのか。  
→シェアオフィスは満室となっている。コワーキングスペースについては、市の直営時には周知不足ということがあったが、指定管理者の提案で安価な価格でアピールしたことや、コロナ禍でのテレワーク需要が追い風になり利用者数はかなり増加した。しかし最近では、今までテレワーク勤務だった会社員の利用者が事務所に出勤するようになり減少傾向にあるため、先は読めない状況である。
- シェア工房の利用率が低いので、レーザー加工機の保守は利用しない場合は省略できるとのことだが、これは前向きにシェア工房を無くしてしまってもいいということか。  
→その通りである。例えば会議室として使うなど色々な用途に使えるような

提案をいただきたいと考えている。

- 審査基準について、何をもって適当、適切とするかの判断が難しい。何か例示があればわかりやすくなると思うがいかがか。
  - 例示をすることで逆にその考え方に誘導してしまうという捉え方もできる。それぞれの立場から色々な切り口で審査することで点数にばらつきが出ることは色々な評価が出来て良いともいえるため、例示をお示しすることは考えていない。
  
- 考え方を固定したくないということかと思うが、ある程度の具体性がないと何を提案すればよいかわからず、答えがないということになりかねないのではないか。
  - 配点を設定しているので、応募する事業者は、点数を獲得するため詳細に記載するものと考えている。
  
- コロナ禍において、どうやってスマートオフィスプレースを活性化していくのか。コロナ禍においての対応を確認したい。危機管理についてどう考えているのか。
  - 活性化については、審査基準の効用発揮の中の、「企画事業・独自事業の実施方針・内容は適当か」というところで読み込んでいただきたい。佐倉市では5年の指定期間を標準としているが、コロナ対策に関しては、先々の収支が見通せないため、今回の公募では指定期間を3年とし、短くしている。コロナで事業が止まってしまうことへの対応は、求められるコロナ対策がその時々によって変化する可能性もあり、不明瞭な部分が多いため審査基準には記載をしなかった。
  
- 公募概要の施設の目的のところ、施設の設置目的が雇用される人に対するものと起業する人に対するものの2つに分かれているが、審査基準の効用発揮における企画事業、独自事業の実施について一つの項目として10点となっている。ベクトルの違うものを一つにすると意見が割れてしまうことが考えられるので、これらを目的ごとに2つに分けて別個に評価するのはどうか。
  - 双方にまたがる複合的な事業も想定されるため、1項目とすることで総合的に審査して頂きたいと考える。
  
- 配点が10点あるので、例えば5点ずつに分けた方が、審査がしやすく採点のバラツキが大きくなると思うが、採点のバラツキが大きくなることも想定して委員に任せてもらおうということでもいいかとも思う。

- 審査する側としてはそれぞれ審査したいので、全部で10点というのは難しい。  
→持ち帰り検討する。
- 利用者やサービスの話と企画事業・独自事業の話は別で、審査の視点欄かつ書きの内容で判断すればよいということか。  
→お見込みの通りである。
- 利用者に関する審査の視点で、質問事項が同じ内容のものが2つあるが、まとめることもできるのではないか。  
→1つにまとめるということも考えられるため、修正案を検討する。
- 点数の配分で言うと、どちらかだけでもいいのではないかと思う。経費縮減の部分の配点と比べると点数が高いと感じるが、それほど重視しているところなのか。  
→利用者の声を捉えて改善していくというのが大事だと考えているので、この配点は高くしておきたいと考えている。
- 業務基準書のⅡ－3の内容が審査基準の効用発揮にあたるのだろうと思って見ていたが、該当すると思われる部分から読み取るということではどうか。また、審査基準の企画事業・独自事業のところを2つの項目にわけてはどうかという意見に対して検討するということだが、業務基準書Ⅱ－3（7）にある②起業・創業イベントと③テレワークイベントの内容は別なので分けるべきということになると、①に交流イベントというものもあるがこれはどう評価すればいいのか。  
→お見込みの通りで、該当の部分で見ていただく。交流イベントの件も含めて、企画事業・独自事業の審査基準の欄について検討する。
- ◎経費縮減の中に、収支計画が実現可能かというものがあり、ここは重要と考えるが、ここと比較してサービス向上などの点数が高くないかと感じた。
- 経費縮減と収支計画の実現可能性の話は別であり、これらがまとまって同じ評価項目として5点ということだが、どちらの方向性で評価すればいいのかわからない。  
→我々としては、申請団体が事業計画に書いてきたものは当然実現していただけると考えているので、実現できる前提で審査していただきたい。

- 経費削減の配点が少ないのは、効用発揮を頑張っ書いてほしいということか。
- 指定管理を行うにあたって費用対効果は問われるが、本施設では効用発揮をより重視しているため、委託料上限額の範囲内で多くの提案をして頂きたいと考えている。
- 指定管理に対して、業務内容を重視していくのか、あるいは経費削減を重視していく方向にするのか。予算を絞りに絞った状態でいい仕事をとというのは無理な話。どちらの方向で収めていくのか。
- 指定管理の経費削減という側面は否定できない。一方で、民間の能力を活用して、行政がやるよりも効果的な事業展開をして頂きたい。難しいところだが、その辺りのバランスを見ていくしかない。
- イベントの内容というよりは、施設の目的の「多様な働き方の推進」と「新事業の創出並びに企業者の育成及び支援を促進」という2つの目的で分けたらどうかという趣旨。したがって、そういう意味では交流イベントはどちらもありうると思う。
- 細分化しすぎると、「その他」のようなものを評価しないといけなくなったときに、拾えなくなるものがあるのではないか。
- 審査基準の企画事業・独自事業の部分について、審査の視点欄かつ書きの内容はどれかが該当すれば10点取れるのか、もしくは全て該当しなければ10点取れないのか。
- 全体を考慮して総合的に判断していただきたい。
- 例えば創業支援に関する提案は満点の評価ができるが、働き方改革に関する提案は評価できない場合にはそれでも10点をつけて良いのか。それとも両立していなければならないのか。
- 両方をこなしてほしいと考えている。
- 企画事業と独自事業の定義は。
- 業務基準書Ⅲ-3に記載しているものが企画事業であり、それ以外の企画を指定管理者の責任と費用負担で行うものが独自事業である。

<議事終了>

**【事務連絡】**

次回の会議は、5月27日にスマートオフィス、さくらんぼ園、よもぎの園の施設見学とさくらんぼ園、よもぎの園の公募書類確認を行う予定。

以上